

今治市子ども・子育て会議

会 議 次 第

日時 平成 26 年 7 月 17 日（木） 16:00～17:00

場所 今治市総合福祉センター 4階多目的ホール1

1 開会

2 報告

- (1) 教育・保育部会より （平成 26 年 6 月 19 日開催）

3 議題

- (1) 「今治市子ども・子育て支援事業計画」記載事項について

4 その他

5 閉会

報告第 2 号

平成 26 年度 第 2 回今治市子ども・子育て会議 教育・保育部会について

標記部会を開催しましたので、別紙のとおり報告します。

平成 26 年 7 月 17 日

今治市子ども子育て会議 教育・保育部会
会長 泉 浩徳

平成 26 年度 第 2 回今治市子ども・子育て会議 教育・保育部会

- 1 日時 平成 26 年 6 月 19 日（木）午前 10 時半～正午
- 2 場所 今治市役所 101 会議室
- 3 出席委員
泉浩徳委員、森一男委員、長野誠悟委員、谷本幸代委員、土井圭子委員、菅千代美委員、長野千枝委員、松原緑委員
- 4 欠席委員
越智瑞啓委員
- 5 内容
 - (1) 報告
平成 26 年度第 1 回今治市子ども子育て会議の結果が報告された。
 - (2) 今治市の教育・保育施設の入所状況について
年齢ごとの入所状況について補足説明があった。
 - (3) 量の見込みについて
ニーズ調査をもとに国の定めた「算出のための手引き」に沿って算定した量の見込みと実績値を比較すると、実績との乖離が大きいことから算出結果の補正を含め引き続き検討することとした。
 - (4) 子ども子育て支援事業計画について
 - ア.教育保育施設について
利用定員の設定は、保育所の場合は現在の認可定員を基準とし、幼稚園の場合は入園実績に+αした数値を基準とすることとした。
 - イ.延長保育事業について
継続して実施することとした。
 - ウ.一時預かり事業について
継続して実施することとした。
 - エ.病児病後児保育事業について
ファミリーサポートセンターの利用促進を図りつつ、地域子ども子育て支援事業としても並行して実施することとした。また事業の提供区域は全市で一区域とすることとした。
 - オ.実費徴収に係る補足給付事業について
国の詳細な事業概要が示されていないため、次回以降の部会で検討することとした。
 - カ.多様な主体の参入促進事業について
実施しないこととした。
 - (5) 今後のスケジュールについて

7月29日（火）に第3回教育・保育部会を開催し、8月中旬に第4回目を予定することとした。

(6) その他

会議録署名委員に土井圭子委員が指名された。

今治市子ども・子育て支援事業計画骨子案についての検討資料（資料1）

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定することが定められており（子ども・子育て支援法第60条）、また、市町村は国の定める基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています（子ども・子育て支援法第61条）。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画は、基本的に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めなければならない「必須記載事項」と、地域の実情に応じて定めることとする「任意記載事項」が規定されています。

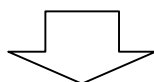
市町村子ども子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

<市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する必須記載事項>

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

<市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項>

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項



子ども・子育ての総合施策として計画を立てる必要があります

目 次（案）

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	4
4 策定体制.....	5
第2章 今治市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
1 統計による今治市の状況.....	6
2 意識調査結果の概要.....	12
3 今治市次世代育成支援行動計画（後期）の評価.....	18
4 現状・課題のまとめと今後の方向性.....	20
第3章 計画の基本理念と施策の展開.....	21
1 計画の基本理念.....	21
2 計画の基本方針・施策目標.....	21
3 施策体系.....	21
第4章 子ども子育て支援事業計画.....	22
第5章 その他具体的な取り組み.....	27
第6章 推進体制.....	28
参考資料.....	28

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.07 を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きが見られ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

(2) 国の取り組み

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。

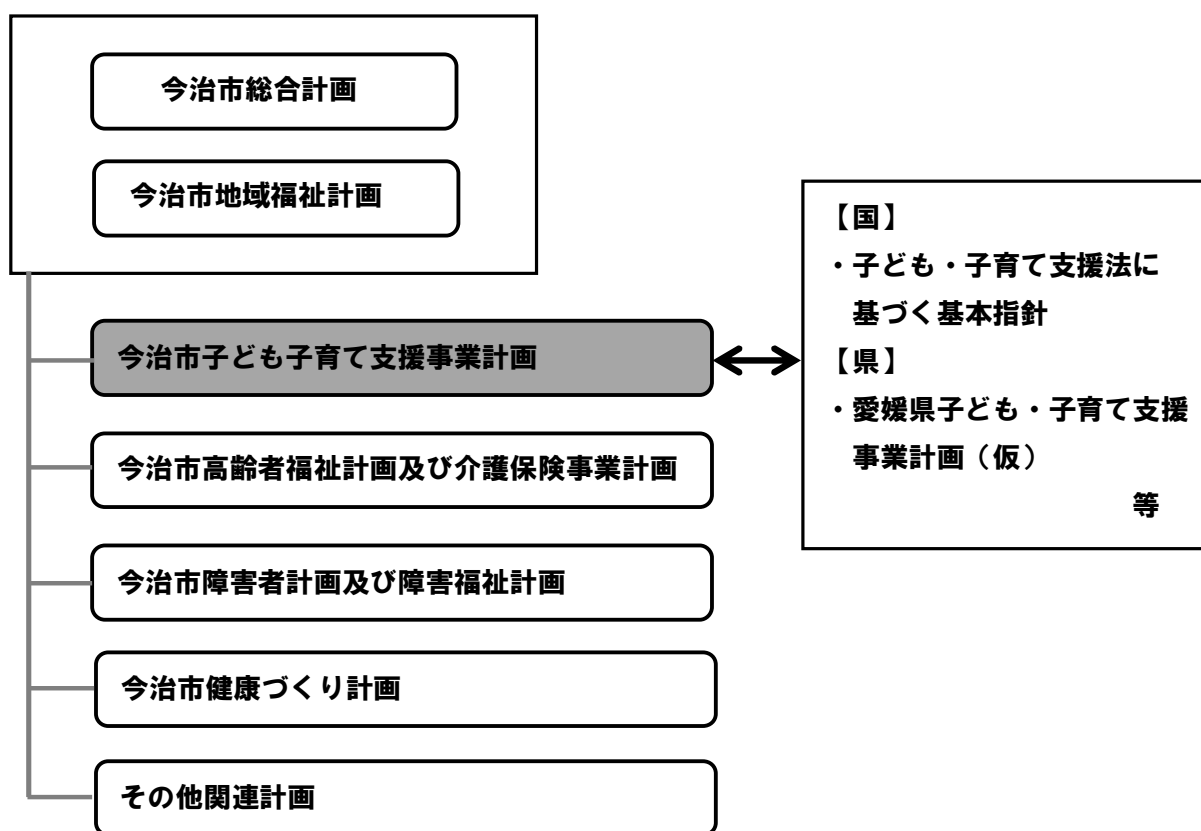
平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

(3) 今治市の取り組み

本市は、平成 21 年度に「今治市次世代育成支援地域行動計画-いまばり・次代（あした）・子育てプラン-」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「今治市次世代育成支援地域行動計画-いまばり・次代（あした）・子育てプラン-」の考え方並びに、母子及び寡婦福祉法第 12 条に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」、母子保健法を踏まえた「健やか親子 21」の考え方を継承するものとします。また、本計画は、上位計画である「今治市総合計画」や、その他関連計画との整合を図り策定しています。



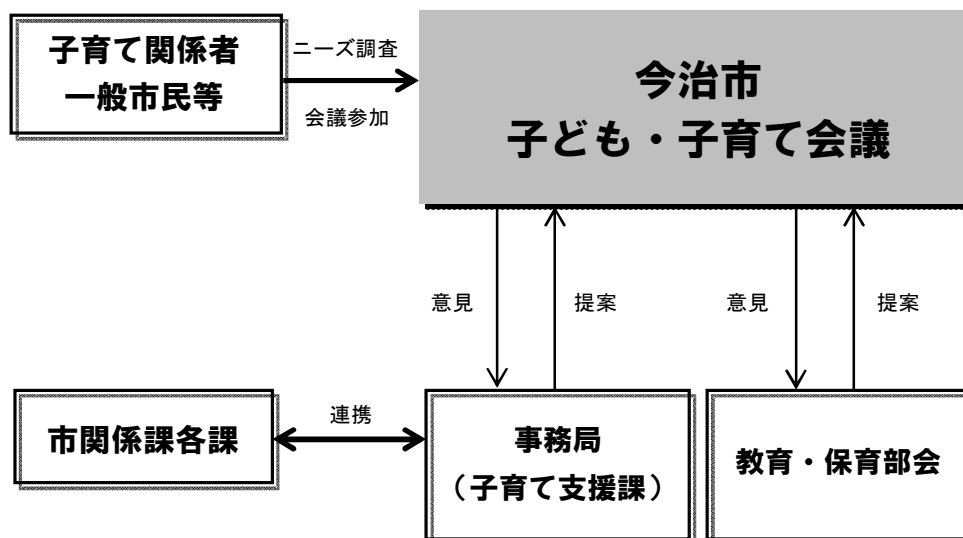
3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
	今治市子ども・子育て支援事業計画(本計画)							
				評価・次期計画策定	次期計画(平成32年～)			

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、事務局内における保育部会と子育て支援施策関係者、児童健全育成施策関係者、学識経験者などで構成する「今治市子ども・子育て会議」において、計画の内容等を協議し、計画を策定していきます。



第2章 今治市の子ども子育てを取り巻く現状

1 今治市の概況

本市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島しょ部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっています。平成17年1月、旧今治市及び旧越智郡11か町村（旧朝倉村・旧玉川町・旧波方町・旧大西町・旧菊間町・旧吉海町・旧宮窪町・旧伯方町・旧上浦町・旧大三島町・旧関前村）の合併により、人口も増え、松山市に次ぐ県下第2の都市になりました。

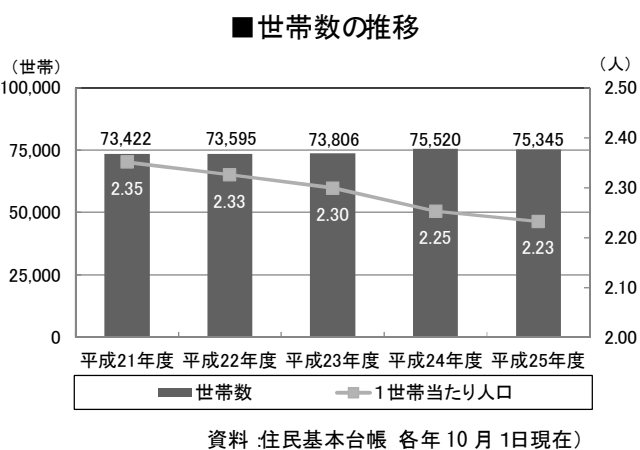
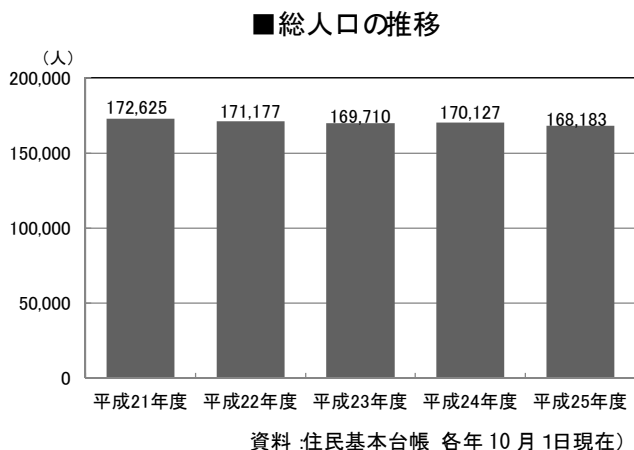
■今治市地図



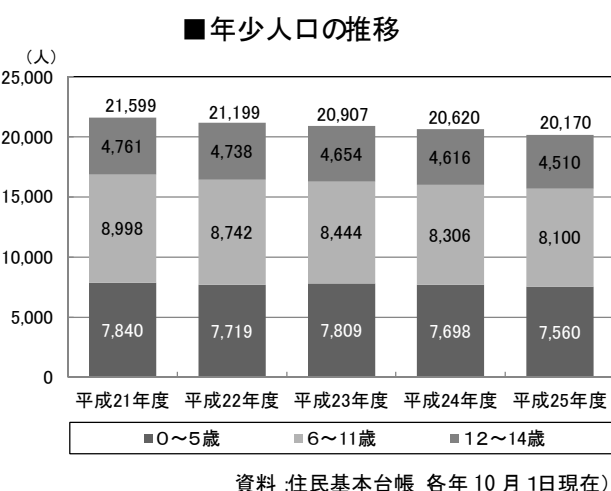
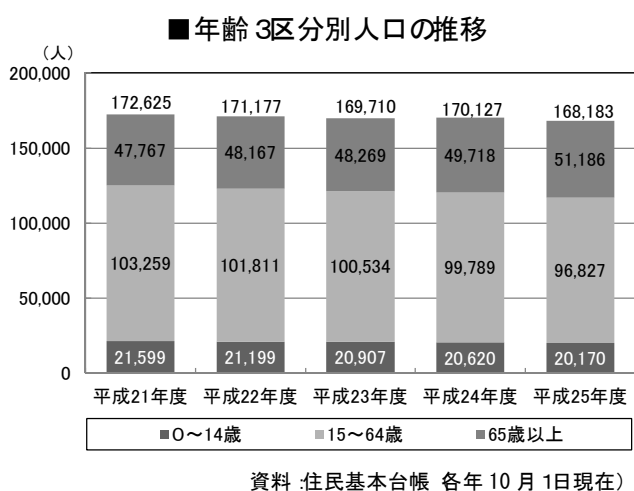
2 統計による今治市の状況

(1) 人口・世帯数等の状況

今治市の総人口の状況を見ると、平成24年では増加したものの減少傾向にあり、平成25年には168,183人となっています。また、世帯数の状況を見ると、平成24年度までは微増傾向にあり、平成25年度では75,345世帯となっている一方で、1世帯当たり人口は年々減少傾向にあり、平成25年度では2.23人となっています。

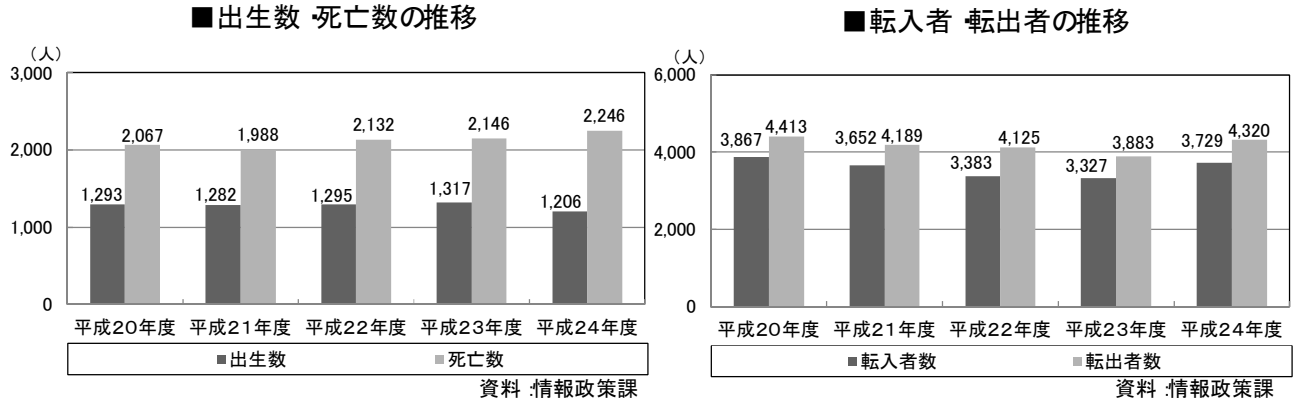


年齢3区分別人口の状況を見ると、0～14歳、15～64歳ともに減少傾向にある一方、65歳以上については年々増加傾向にあります。また、年少人口の状況を見ると、すべての区分において減少傾向にあり、平成25年度では0～5歳については7,560人、6～11歳では8,100人、12～14歳では4,510人となっています。



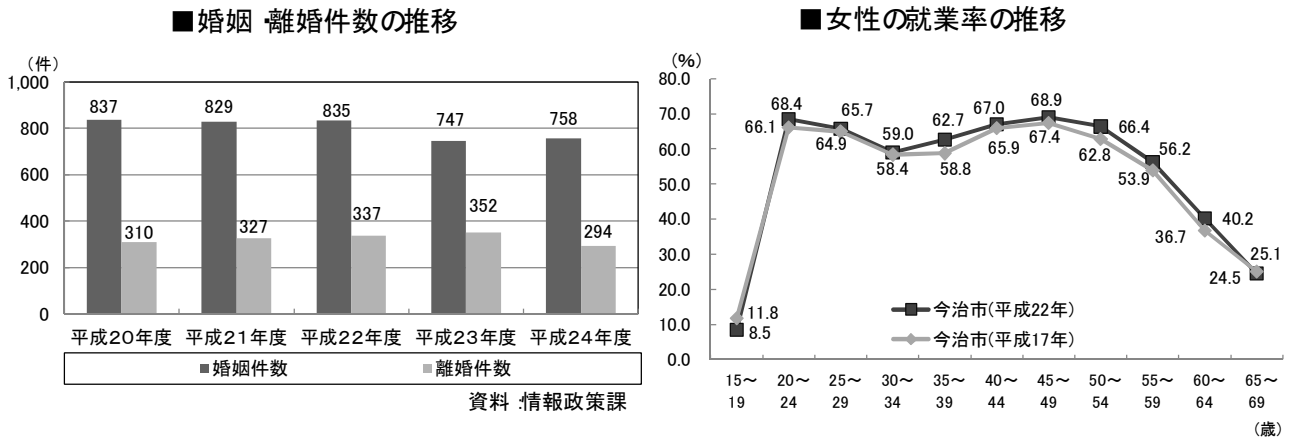
(2) 人口動態等の状況

出生数の状況をみると、増減を繰り返しており、平成24年度では1,206人となっています。また、転入・転出の状況をみると、転入者数・転出者数ともに平成23年度までは減少傾向にありましたが平成24年度では一転して増加しており、平成24年度では転入者数については3,729人、転出者数については4,320人となっています。



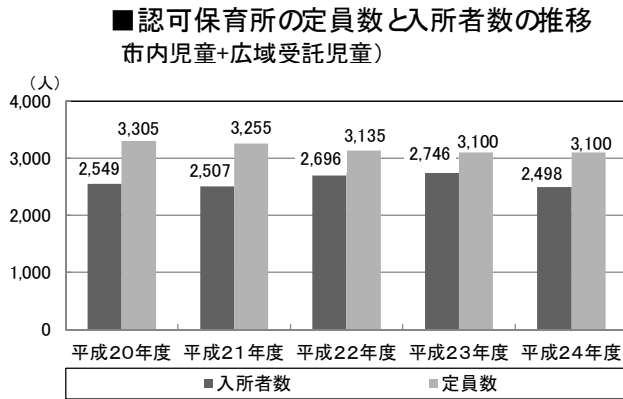
(3) 婚姻・女性の就業率の状況

婚姻の状況をみると、年々減少傾向にありましたが、平成24年度では一転して増加しており、758件となっています。また、女性の就業率の状況をみると、平成22年では10代を除くすべての年代で平成17年を上回っています。

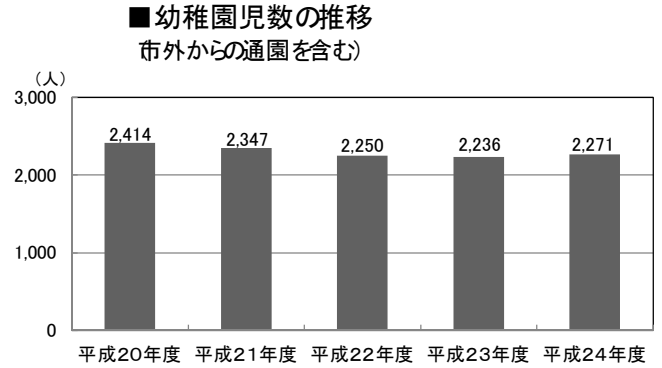


(4) 就学前児童の状況

保育所入所者の状況をみると、平成21年度で減少した後、平成23年度までは増加傾向にありました。しかし、平成24年度では2,498人と平成20年度よりも減少しています。また、幼稚園児の状況をみると減少傾向にあり、平成24年度では2,271人となっています。



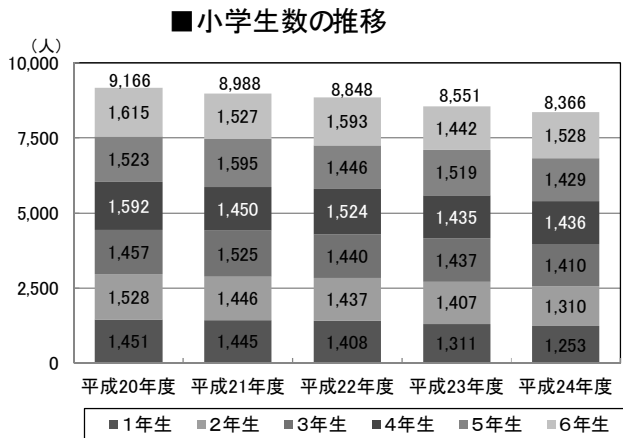
資料:保育課 各年4月1日現在)



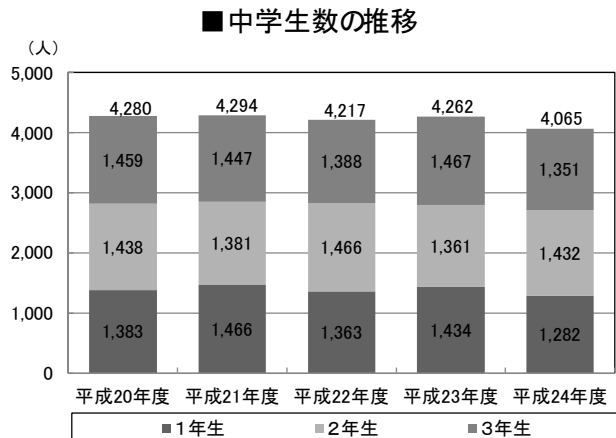
資料:学校基本調査 各年5月1日現在)

(5) 市立小中学生の状況

小学生数の状況をみると、総数については減少傾向にあり、平成24年度では8,366人となっています。また、中学生数の状況をみると、総数については減少傾向にあり、平成24年度では4,065人となっています。



資料:学校基本調査 各年5月1日現在)



資料:学校基本調査 各年5月1日現在)

(6) 保育事業の状況

延長保育利用者の状況をみると、公立・私立ともに増減を繰り返しており、平成24年度ではそれぞれ5,908人、10,903人となっています。*表の人数については延べ人数になっています。

■延長保育(公立)利用者数(市内児童+広域受託児童)

	利用者数(人)
平成20年度	6,688
平成21年度	7,346
平成22年度	7,243
平成23年度	6,031
平成24年度	5,908

■延長保育(私立)利用者数

	利用者数(人)
平成20年度	11,515
平成21年度	12,855
平成22年度	11,696
平成23年度	10,568
平成24年度	10,903

休日保育の状況をみると、平成23年度に開設し、翌平成24年度では大幅に増加し141人となっています。また、一時預かり保育の状況をみると、平成22年度では減少がみられましたが、多くの方に利用されている結果となっており、平成24年度では8,953人となっています。ショートステイの状況をみると、平成22年度に1人の利用がありました。

■休日保育(一時預かり)保育利用者数と施設数

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	年延人数	か所	年延人数	か所	年延人数	か所	年延人数	か所
休日保育	0	0	0	0	80	1	141	1
一時預かり	5,508	11	2,404	11	9,366	13	8,953	13

■ショートステイ利用者数

	利用者数(人)
平成20年度	0
平成21年度	0
平成22年度	1
平成23年度	0
平成24年度	0

子育てサロン(週1~2回開催)利用状況と施設数の状況をみると、子ども・保護者ともに年々減少傾向にあり、平成24年度では合計で2,950人となっています。

地域子育て支援拠点事業(週4~7日開催)の状況をみると、利用者数は増加傾向にあり、平成24年度では60,187人となっています。これは子育てサロンから地域子育て支援拠点事業に移行している結果となっています。

■子育てサロン利用者数と施設数

	子ども(人)	保護者(人)	合計(人)	施設数
平成20年度	3,281	2,860	6,141	11
平成21年度	2,742	2,315	5,057	11
平成22年度	2,458	2,139	4,597	9
平成23年度	1,883	1,711	3,594	9
平成24年度	1,553	1,397	2,950	8

■地域子育て支援拠点事業利用者数と施設数

	利用人数	施設数
平成20年度	40,518	7
平成21年度	45,861	7
平成22年度	55,594	7
平成23年度	54,768	7
平成24年度	60,187	8

放課後児童クラブの状況をみると、利用者数の合計では増加傾向にあり、平成24年度では1,148人となっています。特に1年生の利用者数については年々増加傾向にあります。

■放課後児童クラブ登録児童数

	1年生(人)	2年生(人)	3年生(人)	4～6年生(人)	合計(人)
平成20年度	358	370	247	95	1,070
平成21年度	376	335	264	92	1,067
平成22年度	385	361	255	112	1,113
平成23年度	390	371	273	106	1,140
平成24年度	416	358	271	103	1,148

(7) 母子保健事業の状況

乳幼児健康診査の状況をみると、受診数は増減を繰り返していますが、平成24年度では「3～6か月児」では1,060人、「1歳6か月児」では1,192人、「3歳児」では1,188人となっており、各年度において多くの方に受診されています。

訪問指導数の状況をみると、妊産婦、新生児、未熟児ともに増減を繰り返しており、平成24年度ではそれぞれ、1,095人、133人、37人となっています。

■乳幼児健康診査

	3～6か月児		1歳6か月児健康診査		3歳児健康診査	
	対象数(人)	受診数(人)	対象数(人)	受診数(人)	対象数(人)	受診数(人)
平成20年度	1,314	1,221	1,294	1,158	1,249	1,108
平成21年度	1,349	1,180	1,337	1,202	1,387	1,204
平成22年度	1,262	1,095	1,315	1,197	1,274	1,115
平成23年度	1,231	1,165	1,320	1,202	1,324	1,166
平成24年度	1,109	1,060	1,296	1,192	1,329	1,188

■訪問指導数 延べ人数)

	妊産婦(人)	新生児(人)	未熟児(人)
平成20年度	1,211	94	49
平成21年度	1,359	119	36
平成22年度	1,349	196	39
平成23年度	1,368	282	50
平成24年度	1,095	133	37

2 意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、平成26年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや今治市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

(2) 調査の概要

- 調査地域：今治市全域
- 調査対象者：今治市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童3,000人を無作為抽出
(対象児童数5,586人：平成25年9月30日現在)
- 調査期間：平成25年11月13日（水）～平成25年11月27日（水）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

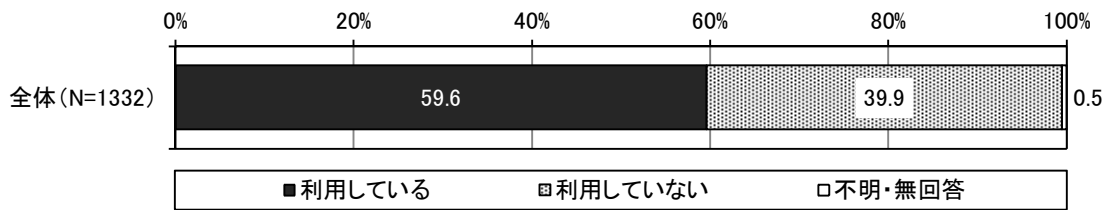
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	3,000	1,332	44.4%

(3) 結果概要

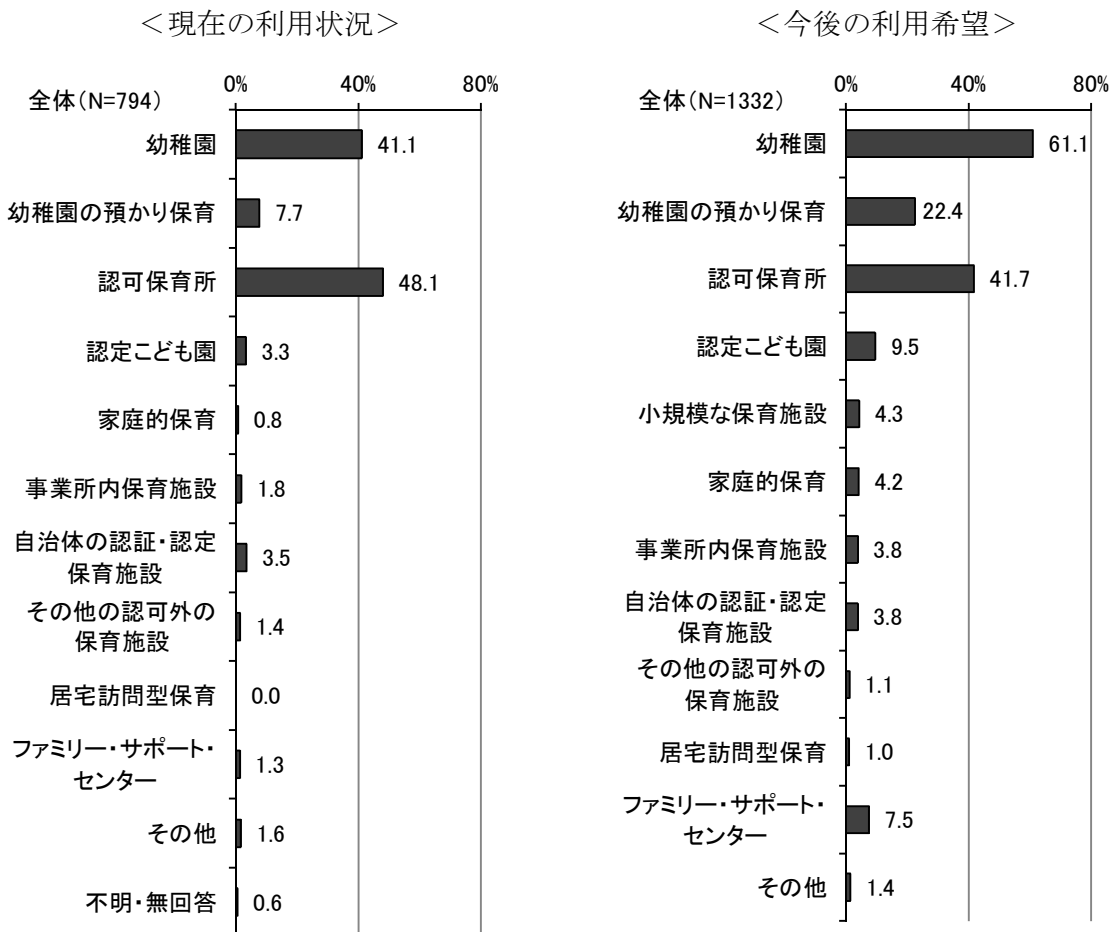
① 教育・保育事業のニーズについて（就学前児童）

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無について、「利用している」が 59.6%となっており、利用している事業については、「認可保育所」が 48.1%、「幼稚園」が 41.1%となっています。また、今後、定期的に利用したい事業については、「幼稚園」が 61.1%、「認可保育所」が 41.7%となっており、幼稚園の利用を希望する方が多いことがうかがえます。

【現在、定期的に利用している教育・保育事業の有無】



【現在の平日の教育・保育事業の利用状況ならびに今後の利用希望】

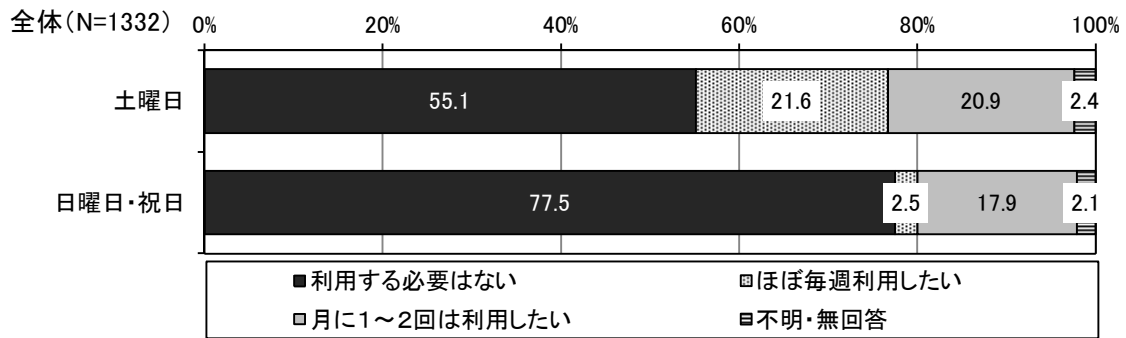


② 休暇中（土日祝・長期休暇）の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

土曜日は利用希望が4割を、長期休暇中は利用希望が6割を超えており、休暇中の教育・保育事業のニーズが少なくないことがうかがえます。

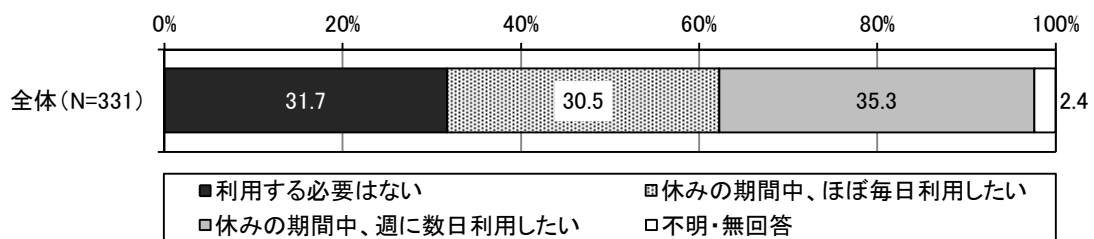
また、希望する利用時間帯については、土日祝は開始時間が8時、終了時間が17時、長期休暇中は開始時間が9時、終了時間が15時の割合が最も高くなっています。

【土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の有無】



【夏休み・冬休みなど長期休暇中の定期的な教育・保育事業の有無】

※幼稚園を利用している方のみ



【希望する利用時間帯】

開始時間	土曜日 (N=566)		日曜日・祝日 (N=272)		長期休暇中 (N=218)	
	件数	%	件数	%	件数	%
6時前	1	0.2	2	0.7	0	0.0
7時	44	7.8	24	8.8	4	1.8
8時	266	47.0	120	44.1	98	45.0
9時	208	36.7	93	34.2	105	48.2
10時	23	4.1	20	7.4	8	3.7
11時	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12時	0	0.0	2	0.7	0	0.0
13時	5	0.9	4	1.5	0	0.0
14時	1	0.2	0	0.0	0	0.0
15時以降	1	0.2	0	0.0	1	0.5
不明・無回答	17	3.0	7	2.6	2	0.9

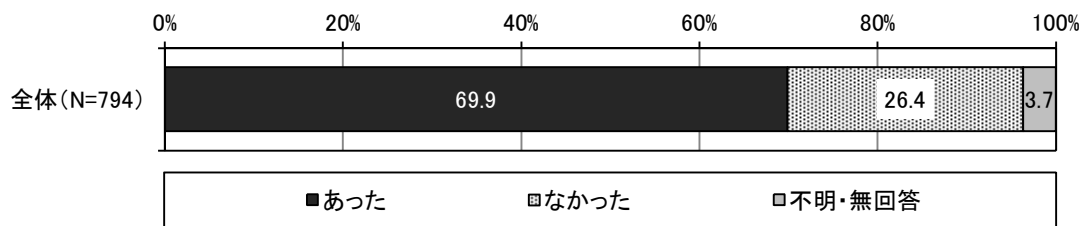
終了時間	土曜日 (N=566)		日曜日・祝日 (N=272)		長期休暇中 (N=218)	
	件数	%	件数	%	件数	%
11時	1	0.2	2	0.7	1	0.5
12時	32	5.7	11	4.0	6	2.8
13時	24	4.2	9	3.3	1	0.5
14時	33	5.8	7	2.6	23	10.6
15時	69	12.2	28	10.3	74	33.9
16時	87	15.4	30	11.0	45	20.6
17時	164	29.0	92	33.8	42	19.3
18時	114	20.1	62	22.8	22	10.1
19時	20	3.5	21	7.7	1	0.5
20時	4	0.7	4	1.5	1	0.5
不明・無回答	18	3.2	6	2.2	2	0.9

③ 病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）

約7割の方が、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあったと回答しており、その対処方法としては、「母親が休んだ」が7割を超えています。

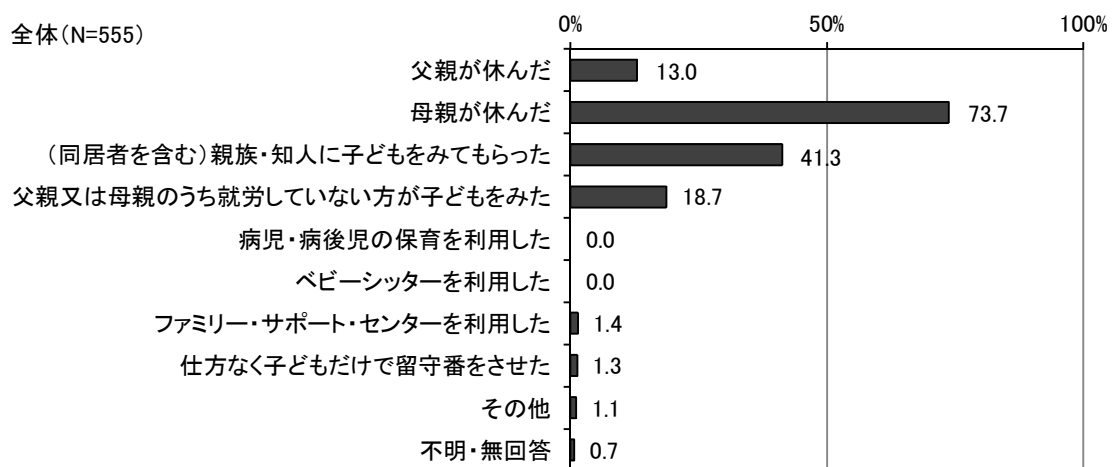
また、病児・病後児施設の利用希望については、「利用したいとは思わない」が「利用したい」を大きく上回っており、その理由については、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が68.5%、「親が仕事を休んで対応する」が51.3%となっています。子どもが病気の際は、親が直接みることを望む方が多いことがうかがえます。

【子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無】



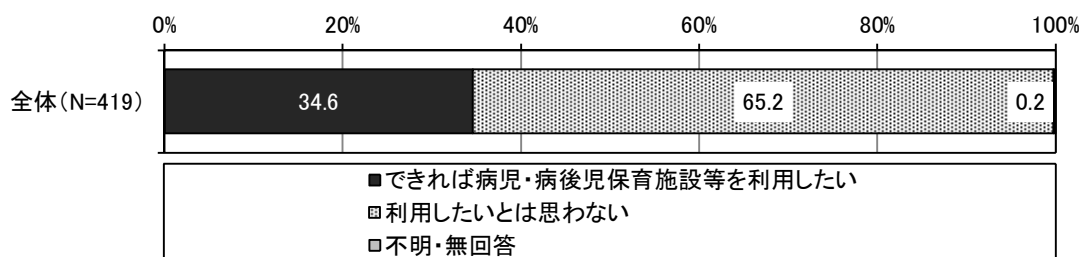
【対処方法】

※子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあった方のみ



【「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか】

※「父親が休んだ」または「母親が休んだ」方のみ

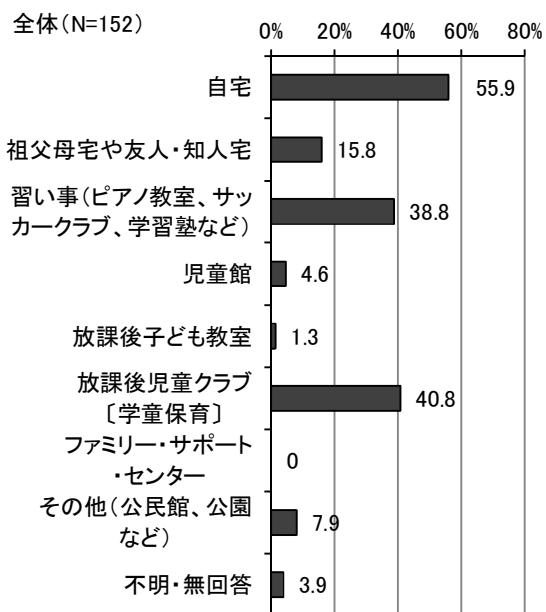


④ 放課後の過ごし方（就学前児童）

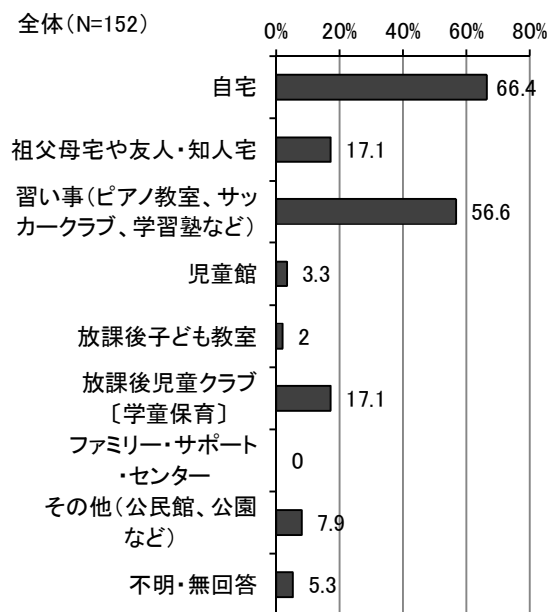
小学校低学年においては、「自宅」に次いで「放課後児童クラブ」が、約4割と高くなっています。また、休暇中の「放課後児童クラブ」の利用希望については、土曜日と長期休暇中において「利用したい」が高くなっており、特に低学年の間は、一定の需要があることがうかがえます。

【小学校低学年・高学年において、放課後を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか】

＜小学校低学年＞

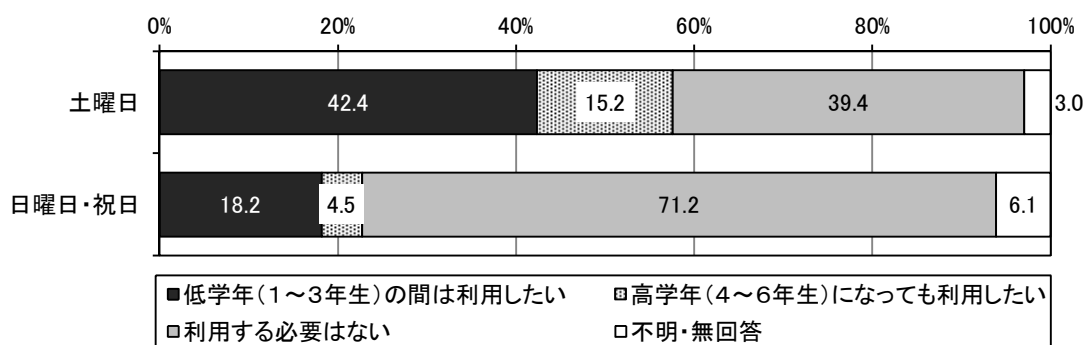


＜小学校高学年＞

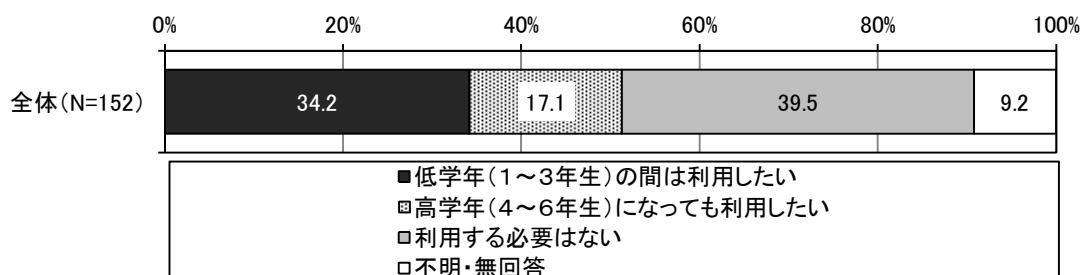


【土曜日、日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望】

全体(N=66)



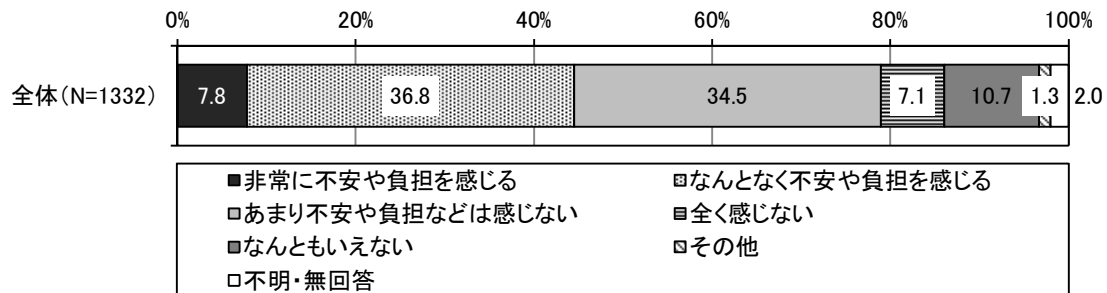
【長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望】



⑤ 子育て全般について

子育てに関する不安や負担の有無については、「なんとなく不安や負担を感じる」が最も高く、「非常に不安や負担を感じる」と合わせると、半数近くの方が不安や負担を感じていることがうかがえます。

【子育てに関して不安や負担などを感じているか】



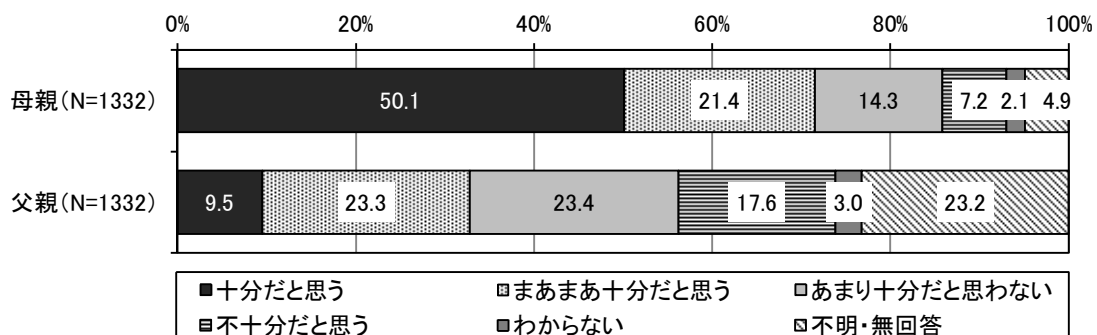
⑥ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

子どもと一緒に過ごす時間について、母親は「5～9時間未満」が、父親は「1～5時間未満」が最も高くなっています。また、その時間を十分だと思うかについては、母親は「十分だと思う」が半数を超えていますが、父親は約4割の方が十分だと思っていないことがうかがえます。

【子どもと一緒に過ごす時間】

過ごす時間 (N=1332)	母親		父親	
	件数	%	件数	%
0時間	0	0.0	0	0.0
1時間未満	0	0.0	18	1.4
1～5時間未満	146	11.0	622	46.7
5～9時間未満	396	29.7	208	15.6
9～13時間未満	127	9.5	109	8.2
13～17時間未満	127	9.5	51	3.8
17～21時間未満	67	5.0	7	0.5
21～24時間	390	29.3	5	0.4
不明・無回答	79	5.9	312	23.4

【その時間は十分だと思うか】



3 今治市次世代育成支援行動計画（後期）の評価

次世代育成支援行動計画（後期）の達成状況を掲載します。

事業名	事業概要・現況	備考

■次世代育成支援行動計画（後期）の目標事業量の状況

事業名	平成 21 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標値】	【現状】
1) 平日日中の保育サービス			
通常保育事業（人日）	3,012		
2) 特定保育事業			
実施か所数（か所）	0		
利用者数（人日）	0		
3) 延長保育事業			
実施か所数（か所）	22		
利用者数（人日）	188		
4) 夜間保育事業			
実施か所数（か所）	0		
利用者数（人日）	0		
5) トワイライトステイ事業			
実施か所数（か所）	0		
利用者数（人日）	0		
6) 休日保育事業			
実施か所数（か所）	0		
利用者数（年延人数）	0		
7) 病児・病後児保育事業			
実施か所数（か所）	0		
利用者数（年延人数）	0		
8) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）			
実施か所数（か所）	24		
利用者数（人日）	1067		
9) 放課後子ども教室			
実施か所数（か所）	1		
利用者数（年延人数）	2,000		
10) 一時預かり事業			
実施か所数（か所）	11		
11) 地域子育て支援拠点事業			
実施か所数（か所）	7		
12) ファミリー・サポート・センター事業			
実施か所数（か所）	1		
13) ショートステイ事業			
実施か所数（か所）	1		

4 現状 課題のまとめと今後の方向性

1～3の内容を踏まえ、現状・課題のまとめと今後の方向性を示します。

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1 計画の基本理念

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

本市においても、少子化が進んでいるなか、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者一人ひとりの希望が叶えられる社会を実現していくためには、「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」という視点、「子どもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」という視点の、両者の視点から子育て支援を充実していくことが大切です。

本計画の前身にあたる「今治市次世代育成支援行動計画」の中では、家庭・地域・企業が一体となって子育ての総合的な取り組みを推進してきました。

この流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

みんなで育つ・育てるあした(次世代)のいまばいへ【仮】

2 計画の基本方針・施策目標

3 施策体系

***別紙「施策体系」の資料を参照**

第4章 子ども子育て支援事業計画

※以下、国の資料を基にした参考資料です。

【必須記載項目】

(1) 教育・保育提供区域の設定に関する事項

国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

■今治市の子育て資源について

【補足～】

区域と事業計画について

- 「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。
- 各年度の児童の認定区分※ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要)に対しての「確保方策」(「いつ」「どの施設・事業で」「どのくらいの」提供を行っていくのか)を記載。
- 「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

区域ごとの事業計画のイメージ

- 具体的な事業計画の記載イメージは以下のとおり。

■「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」のイメージ

		1年目			2年目			...	
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	...	
教育・保育事業必要量の見込み		300人	200人	400人	300人	250人	350人		
確保の内容	施設型 保育事業	認定こども園						⇒計画期間の5年間について、同様に量の見込みと確保内容を検討	
		幼稚園							
		保育所							
	地域型 保育事業	小規模保育							
		家庭的保育							
	居宅訪問型保育								
	事業所内保育								

各認定区分に対して対応する
事業の量の確保内容を記載

子どもを、各認定区分に振り分けて、年度ごとの「量の見込み」を算出

- 【1号】＝3～5歳で、教育のみを必要とする子ども
- 【2号】＝3～5歳で、教育と保育を必要とする子ども
- 【3号】＝0～2歳で、教育と保育を必要とする子ども

※設定した区域ごとに、認定区分に応じた各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保内容を明記する必要があります。



◆◆◆今治市の区域設定◆◆◆

陸地部・島しょ部の2つでの提供区域

(2) 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期に関する事項

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。
 ※待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。
 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2)実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

- ・教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)の別に設定。

※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

(掲載イメージ)

今治市	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり
①量の見込 必要利用定員総数)	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園 教育・保育施設)	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
	地域型保育事業			—			—		—
②-①	0	0	0	4	4	3	11	17	13

(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(1)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

国の考え方

○各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に概要する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 利用者支援(新規)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健診
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

(2)実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

- 市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策))を設定。
- 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

(掲載イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目	・・・
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	・・・
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	・・・
②-①	0	0	0	・・・

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目	・・・
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)	・・・
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)	・・・
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0	・・・

(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

国の考え方

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

第5章 その他具体的な取り組み

「施策体系」の基本目標に沿った形で作成します。

- ①教育環境の充実
- ②心の健やかな成長のため
- ③要保護児童への対応
- ④子育て支援の充実
- ⑤仕事と家庭の両立
- ⑥生活環境の整備
- ⑦健康であるために
- ⑧子どもを守るために

第6章 推進体制

関係主体の役割を明記するとともに、推進体制図を示し、各主体の取り組みを記載します。

参考資料

- ・ 策定経過
- ・ 委員名簿
- ・ 子ども・子育て会議設置要綱
等

今治市の教育・保育施設の入所状況について

平成26年6月19日

公立保育所初日在籍児童数(市内児童分)

H26.5.1 現在

施設名	所在地	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
立花保育所	立花町4丁目2番28号	100	2	16	16	23	21	13	91
鳥生保育所	北鳥生町3丁目1番15号	120	4	11	21	22	25	26	109
常盤保育所	南日吉町2丁目2番8号	150	10	13	26	18	22	30	119
城東保育所	美須賀町4丁目1番48号	150	4	15	26	35	23	32	135
別宮保育所	大正町4丁目2番地10	200	7	15	17	25	14	23	101
波止浜保育所	内堀1丁目1番1号	100	4	14	9	24	8	18	77
乃万保育所	延喜甲365番地2	100	3	15	26	23	27	17	111
日高保育所	別名549番地1	120	3	19	21	26	24	20	113
清水保育所	徳重89番地1	100	4	15	16	24	18	22	99
富田保育所	上徳甲396番地20	130	8	16	30	21	27	28	130
桜井保育所	登畑甲40番地	100	4	14	12	23	19	19	91
日の出保育所	玉川町小鴨部甲230番地2	45	0	6	6	4	2	9	27
九和保育所	玉川町大野甲86番地3	90	1	3	5	9	12	6	36
樋口保育所	波方町養老甲1024番地	90	1	12	16	12	18	10	69
亀岡保育所	菊間町佐方490番地	60	2	3	2	4	6	8	25
菊間保育所	菊間町長坂1999番地	120	1	5	8	9	14	8	45
吉海保育所	吉海町八幡56番地	90	1	7	9	10	17	27	71
宮窪保育所	宮窪町宮窪2901番地	90	1	5	9	12	19	0	46
北浦保育所	伯方町北浦甲2255番地	45	0	4	2	7	5	6	24
伯方保育所	伯方町木浦甲3286番地1	120	2	6	16	25	22	13	84
上浦保育所	上浦町井口5931番地	60	1	4	8	14	8	15	50
大三島保育所	大三島町明日2493番地1	60	0	4	10	12	12	9	47
保育所(市外)			0	0	0	2	0	0	2
公立計		2,250	63	222	311	384	363	359	1,702

私立保育所初日在籍児童数(市内児童分)

H26.5.1現在

施設名	所在地	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
若葉保育園	東村1丁目15番36号	90	3	16	14	15	16	13	77
志々満保育園	桜井6丁目2番1号	90	1	12	22	22	17	17	91
今治中央乳児保育所	南宝来町1丁目1番地4	60	10	24	21				55
今治北乳児保育所	室屋町6丁目3番21号	60	9	26	17				52
白鳩保育園	山路881番89	70	2	11	16	20	17	16	82
龍門保育園	朝倉上甲803番地3	45	1	8	5	12	11	12	49
朝倉保育園	朝倉北甲356番地2	90	8	15	13	23	15	22	96
大井幼児園	大西町九王甲2118番地3	120	4	13	19	11	30	21	98
小西保育園	大西町脇甲1726番地29	90	5	10	16	12	24	15	82
今治虎岳保育園	鐘場町1丁目2番25号	60	3	11	18	19	13	8	72
しまなみの杜保育園	しまなみの杜2番地1	30	9	11	17				37
保育所(市外)			3	1	2	1	0	2	9
私立計		805	58	158	180	135	143	126	800

認可外施設入所児童数(市外児童含む)

H26.2.1現在

施設名	所在地	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
愛児園マミーランド	蔵敷町2丁目11番18号	15	0	4	1	1	2		8
こぐまのゆめ	黄金町4丁目5番23号	18	3	2	2	1	1		9
イマパリンターナショナルリスクール	美須賀町3丁目2番3号	15	0	0	3	6	8		17
おひさまえん	北宝来町2丁目3番地6	20			18				18
フリハモキッズ託児ルーム	中寺甲239-1 ホテルハリイン 1F	15	2	2	2	0	0	0	6
ナーサリースクールガジャ	近見町1丁目3番8号	36	2	4	1	8	6		21
なでしこ保育所	喜田村7丁目2番41号	25	0	8	1	2	0	0	11
エンゼル保育所	南宝来町1丁目4番11号	50	0	21	7	5	1	3	37
シグマ託児所	別名274番地	14	0	4	4	2	8	4	22
広瀬病院内託児所	拝志1番26号	12	0	4	4	0	0	0	8
たちばなにこにこクラブ	立花町4丁目6番19号	36	0	0	14	0	0	0	14
合計		256	25	49	39	25	26	7	171

幼稚園在籍児童数(市内児童分)

H26.5.1現在

施設名	所在地	定員	満3歳児 (2歳)	3歳	4歳	5歳	合計
宮窪幼稚園	宮窪町2993番地の1	70	0	0	0	17	17
伯方幼稚園	伯方町伊方甲1820番地5	105	0	0	0	28	28
公立計		175	0	0	0	45	45
今治精華幼稚園	中日吉町2丁目1-34	350	2	43	55	54	154
今治幼稚園	別宮町2丁目4-13	120	0	26	19	33	78
波止浜虎岳幼稚園	地堀2丁目3-12	255	2	35	45	49	131
晴心幼稚園	南高下町3丁目4-46	480	0	32	33	40	105
ひまわり幼稚園	国分3丁目2-46	340	0	31	42	48	121
ゆりかご幼稚園	しまなみの杜2番地1	210	3	67	72	63	205
立花幼稚園	立花町4丁目6-19	250	6	67	64	77	214
いずみ幼稚園	片山3丁目3-14	320	0	25	33	29	87
近見虎岳幼稚園	鐘場町1丁目2-11	240	3	28	37	35	103
唐子幼稚園	東村南2丁目2-10	240	3	68	71	71	213
今治めぐみ幼稚園	南宝来町1丁目1-6	105	2	35	33	34	104
若葉幼稚園	北宝来町1丁目2-1	400	0	82	100	78	260
みどり幼稚園	五十嵐甲60	280	3	82	83	70	238
こまどり幼稚園	大西町宮脇甲523-1	120	1	41	54	40	136
たんぽぽ幼稚園	波方町養老甲764-1	105	1	18	18	24	61
私立計		3,815	26	680	759	745	2,210
幼稚園計		3,990	26	680	759	790	2,255

今治市の教育・保育施設の年齢別入所状況一覧表 H26.5.1現在

施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立保育所	2,250	63	222	311	384	363	359	1,702
私立保育所	805	58	158	180	135	143	126	800
公立幼稚園	175	0	0	0	0	0	45	45
私立幼稚園	3,640	0	0	26	680	759	745	2,210
合計	7,126	121	380	517	1,199	1,265	1,275	4,757
就学前児童 (H26.4.1現在)		1,085	1,161	1,305	1,247	1,298	1,279	7,375

参考 H26.2.1現在

認可外施設 (市外児童含む)	256	25	49	39	25	26	7	171
-------------------	-----	----	----	----	----	----	---	-----

量の見込みについて

平成26年6月19日

1 「量の見込み」について

今治市では国が示す基本指針に基づき、平成27年～平成31年までを第1期計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。そこで、昨年11月に実施した今治市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を基に、保育所や幼稚園などの教育・保育事業や、時間外保育事業（延長保育事業）、一時預かり事業といった地域子ども・子育て支援事業について事業量の見込みを算出する必要があります。なお、算出方法については、国の「算出のための手引き」をもとに行いました。

2 「量の見込み」の算出方法について

(1) 現在家庭類型を算出

まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「現在家庭類型」を求めます。家庭類型の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっています。

タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプD : 専業主婦(夫)家庭 (父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭)
タイプE : パートタイム共働き家庭 (両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプE' : パートタイム共働き家庭 (両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

※下限時間とは保育の必要性の「就労下限時間」のこと。

国から示されている「就労下限時間」の基準は、1ヶ月当たり48時間～64時間までの範囲で自治体が定めることになっております。

なお本市においては現在、就労の下限時間を64時間（1日4時間以上かつ1ヶ月に16日以上）で設定しており、新制度においても引き続き64時間に設定し、「量の見込み」の算出を行いました。

(2) 母親の就労意向から「潜在家庭類型」を算出

母親で、現在パートタイムの人がフルタイム就労する予定があるのか、無業の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるのかの意向によって、近い将来の「潜在家庭類型」を算出します。

- 例1) 現在専業主婦となっている人が、パートタイム就労の意向がある
 タイプD（専業主婦（夫）家庭）⇒タイプC（フルタイム・パートタイム共働き家庭）
- 例2) 現在フルタイム（父）とパートタイム（母）だが、両親ともフルタイムになる意向がある。
 タイプC（フルタイム・パートタイム共働き家庭）⇒タイプB（フルタイム共働き家庭）

(3) 潜在家庭類型別の事業利用意向を算出

年齢別・潜在家庭類型別に、幼稚園・保育所・認定こども園など教育・保育事業や各種地域子ども子育て支援事業を利用したいと回答（利用意向割合）しているか算出する。

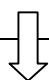
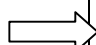
(4) 将来児童数を推計する。

第1期計画期間中（平成27年度～平成31年度）における対象児童数の推計を行う。

(5) 教育・保育の量の見込みの算出

潜在型家庭類型を教育・保育事業の認定区分に当てはめます。

家庭類型と関連する事業の分類

潜在型家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
・タイプC'：フルタイム・パートタイム共働き家庭 ・タイプD：専業主婦（夫）家庭 ・タイプE'：パートタイム共働き家庭 ・タイプF：無業の家庭	【1号認定】 ◎ 教育標準時間認定 （認定こども園及び幼稚園） <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
・タイプA：ひとり親家庭 ・タイプB：フルタイム共働き家庭 ・タイプC：フルタイム・パートタイム共働き家庭 ・タイプE：パートタイム共働き家庭	【2号・3号認定】 ◎ 保育認定② （認定こども園及び保育所） ◎ 保育認定③ （認定こども園及び保育所＋地域型保育）
 ※ただし現在幼稚園利用	 【2号認定】 ◎ 保育認定①（幼稚園） （共働き家庭幼稚園利用のみ）

(6) 各種子ども・子育て支援関連事業の量の見込み項目一覧

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの算出方法は以下のとおりです。なお、目標年の量の見込みは各年で設定します。

事業別の見込みの算出方法

区分	事業	対象となる 潜在家庭類型	算出根拠となる 対象年齢	量の見込みの算出方法
教育・保育施設事業	1号認定（認定こども園及び幼稚園）	潜在タイプ C'、D、 E'、F	3歳以上のみ	「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」 「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」
	2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）	潜在タイプ A、B、 C、E	3歳以上のみ	
	2号認定（認定こども園及び保育所）	潜在タイプ A、B、 C、E	3歳以上のみ	
	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	潜在タイプ A、B、 C、E	0歳、1・2歳の区分	
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	潜在タイプ A、B、 C、E	0歳から5歳以下	「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」 「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」
	一時預かり事業	潜在タイプ C'、D、 E'、F	3歳から5歳以下	「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」 「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」
		潜在タイプ A、B、 C、E		「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者」の数×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」
病児保育事業	潜在タイプ A、B、 C、E	0歳から5歳以下	「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」 「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」	

3 量の見込み結果について

○保育所

提供区域	認定区分	対象年齢	実績	量の見込み 単位 人				
			H25	H27	H28	H29	H30	H31
陸地部	3号認定	0歳	283	449	444	437	430	421
		1～2歳	840	912	927	920	907	893
	2号認定	3歳以上	1,291	1,474	1,432	1,403	1,393	1,403
	小計		2,414	2,835	2,803	2,760	2,730	2,717
島嶼部	3号認定	0歳	11	28	27	27	25	24
		1～2歳	88	91	97	95	92	88
	2号認定	3歳以上	251	243	211	208	196	203
	小計		350	362	335	330	313	315

実績：H26.3 初日在籍児童数（市内児童分 委託児童含む）

○幼稚園

提供区域	認定区分	対象年齢	実績	量の見込み 単位 人				
			H25	H27	H28	H29	H30	H31
陸地部	1号認定	3歳以上		1,287	1,250	1,225	1,217	1,225
	2号認定	3歳以上		638	620	607	603	607
	小計		2,220	1,925	1,870	1,832	1,820	1,832
島嶼部	1号認定	3歳以上		20	17	17	16	16
	2号認定	3歳以上		11	10	9	9	9
	小計		31	31	27	26	25	25

実績：H25.5.1 現在（市内児童分）

○時間外保育事業（延長保育事業）

提供区域	対象年齢	実績	量の見込み 単位 実利用人数				
		H25	H27	H28	H29	H30	H31
陸地部	0～5歳	229	1,215	1,201	1,183	1,170	1,164
島嶼部	0～5歳	0	102	97	95	90	90

実績：H25 年度実利用人数

○一時預かり事業

提供区域	区分	対象年齢	実績	量の見込み 単位 延利用人数					
			H25	H27	H28	H29	H30	H31	
陸地部	幼稚園1号	3～5歳	98,688	9,419	9,150	8,966	8,904	8,966	
	幼稚園2号	3～5歳		169,714	164,858	161,541	160,435	161,541	
	上記以外	0～5歳		8,525	17,558	17,381	16,971	16,626	16,376
	小計			107,213	196,691	191,389	187,478	185,965	186,883
島嶼部	幼稚園1号	3～5歳	0	0	0	0	0	0	
	幼稚園2号	3～5歳		2,854	2,481	2,451	2,310	2,390	
	上記以外	0～5歳		849	4,019	3,946	3,873	3,693	3,685
	小計			849	6,873	6,427	6,324	6,003	6,075

実績：幼稚園1号、幼稚園2号はH25 年度幼稚園預かり保育推計年間延利用人数

上記以外はH25 年度保育所年間延利用人数

○病児病後児保育事業

提供区域(案)	対象年齢	実績	量の見込み 単位 延利用人数				
		H25	H27	H28	H29	H30	H31
市全体	概ね10歳未満の児童	0	7,753	7,631	7,503	7,391	7,347

4 今後の方針（案）

今回の量の見込み結果は実績と乖離しており、国もよりニーズの実態にあった量の見込について検討予定でございますので、国の動向に注意しながら、今後の部会で検討していきたいと思っております。

子ども子育て支援事業計画について

平成26年6月19日

子ども子育て支援事業計画

ア. 教育保育施設について

利用定員の設定（案）

【保育所】現在の認可定員を基準にして検討する。

【幼稚園】各園毎に入園実績に $+\alpha$ した数で検討(認可定員を上限)する。

○具体的な定員数は次回の教育・保育部会で決定する。なお確認を受けない幼稚園も事業計画の確保の内容に盛り込む。

(参考) 今後の今治市の予定

○幼稚園への意向調査の実施

○利用者負担の設定

H26.9月~~末~~までに規則で制定する予定

イ. 延長保育事業について

【現状】○保育所 公立12園 私立11園 で実施している。利用者数は延べ利用人数(公立・私立合計)

利用実績	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数	20,201	18,939	16,599	16,811	15,985

ウ. 一時預かり事業について

【現状】○保育所 公立7園 私立6園で実施している。利用者数は延べ利用人数(公立・私立合計)

利用実績	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数	5,508	2,404	9,366	8,953	9,374

○幼稚園 預かり保育 公立幼稚園 実施していない。

私立幼稚園 全15箇所で開催している。

子ども子育て支援事業計画

エ. 病児病後児保育事業について

【現状】 実施していないがファミリーサポートセンターで病児の預かり等を実施している。

H25年度実績 延べ89人、依頼会員889名(H26.3月現在)、提供会員239名・両方会員29名(H26.5月末現在)

【対応方針(案)】

ファミリーサポートセンターの利用の充実も図りつつ、新たに事業を実施する方向で検討する。

オ. 実費徴収に係る補足給付事業について

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

【対応方針(案)】 国から具体的な事業概要が示されていないため、次回以降の部会で検討する。

カ. 多様な主体の参入促進事業について

【検討の趣旨】

「待機児童加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討する。

【検討の視点】

○待機児童加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要。

○一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的な事業運営の機動に乗り、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要。

○地域ニーズに則した保育等の事業拡大を進めるため、保育所、小規模保育等の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、各市町村としてどのような支援を行うことが考えられるか。

【対応方針(案)】

子ども子育て支援事業計画を策定する上で、市内の学校法人、社会福祉法人、認可外施設設置者等の能力を活用しながら、認定こども園、保育所、小規模保育等の設置を促進していく方針であるため、**第1期計画期間中(H27年～H31年)は特に必要としない。**

教育・保育部会の今後のスケジュールについて（案）

平成 26 年 7 月 29 日（火）午後 2 時半～午後 4 時

場所 今治市役所 10F 101 会議室

第 3 回教育・保育部会

- （1） 量の見込について
- （2） 子ども子育て支援事業計画について

平成 26 年 8 月中旬

第 4 回教育・保育部会

- （1） 子ども子育て支援事業計画について（中間とりまとめ）
- （2） 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保について

延長保育事業・一時預かり事業（差し替え資料 第1回教育保育部会資料2 P11）

延長保育事業

保護者の就労時間等の事情により、開所時間11時間を越えて保育を行う。今治市では開所時間後に1時間の延長保育を実施している。

年間延利用人数

保育所(H25.4.1現在)	H21	H22	H23	H24	H25(見込み)
公立 12園	7,346	7,243	6,031	5,908	4,843
私立 11園	12,855	11,696	10,568	10,903	11,079
合計 23園	20,201	18,939	16,599	16,811	15,922

一時預かり事業

保護者の就労(1ヶ月15日以内)や通院、学校の行事参加や育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消などにより、緊急かつ一時的に保育が必要となる場合に児童を預かる事業。原則月15日までの利用。

年間延利用人数

保育所(H25.4.1現在)	H21	H22	H23	H24	H25(見込み)
公立 7園	2,904	1,272	4,830	4,661	5,170
私立 6園	2,604	1,132	4,536	4,292	4,032
合計 13園	5,508	2,404	9,366	8,953	9,202